

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 12 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720287

研究課題名(和文) 日本古代の土地に関する財産権の研究

研究課題名(英文) Study on landed property rights under the ritsuryo system in ancient Japan

研究代表者

小倉 真紀子 (OGURA, Makiko)

北海道大学・文学研究科・准教授

研究者番号：30609897

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本古代律令制下における土地に関する財産権の内容と特質を解明することを目的とするものである。

具体的には、土地の売買及び寄進関係文書、法制史料や史書に残る土地売買関係の条文・記事、荘園の領有権認定に関する文書を検証した。その結果、日本古代の土地売買では売主と買主の双方に売買解除の権利が与えられていた可能性があること、また「庄」とは倉屋などの建物を伴う私的領有地で農地を含まない庄も存在し、農地の有無に関わらず庄の経営方式は基本的には同じであったこと、等が判明した。

研究成果の概要(英文)：This study aims to clarify contents and characteristics of landed property rights under the ritsuryo system in ancient Japan (the Nara and Heian periods).

Concretely, I inspected documents on sales and donations of land, the law for dealings in land, records of purchasing land left on Japanese official history book, and documents on recognition of shoen (landed estate) ownership. Conclusions of this study are as follows; both seller and buyer of land was likely to have a right to cancel a sales contract in ancient Japan; "sho" was private land with buildings such as warehouses, which functioned as a base of economic activities, and private land without farmland was also called "sho"; "sho" was basically managed under the same system whether it includes farmland or not.

研究分野：日本古代史

キーワード：日本古代史 土地制度 法制史 初期荘園

1. 研究開始当初の背景

日本古代律令制下の社会で行われた土地の売買は、今日行われている売買のように、対象物件の受け渡しによって売主の物権が買主へ完全に移転するものではなかった。つまり、古代の土地売買では、売主が買主に売却した土地であっても、将来それが売主により買い戻されることが不文律として了解されていたのである。

古代の土地売買におけるこのような特質に関しては、すでに先行研究でも論じられており、諸史料を検証した結果から見ても、売主による買い戻しが前提となっていた点については正しいといえる。しかしながら、従来の研究ではこの売主側の「買い戻しができる」という権利のみが専ら注目されており、買主側の権利についての追究は十分になされていない。

仮に「売主が買い戻せる」という売主に有利な条件のみが付与された形での売買しか行われなかったとすれば、古代における土地売買は買主にとって極めて不利な契約だった、ということになるであろう。この点については、古代における土地の売却は償還期限のない不動産占有質とほぼ同じ契約で、売主は債務者、買主は債権者、売買対象地は担保物件に当たる、とし、売買対象地(担保物件)に対して買主(債権者)は占有・用益・処分の権利を有するが売主(債務者)には返還請求権が留保されていた、とする見解も提示されている。だが、当時行われた土地売買の事例の中には売主・買主間の債権・債務関係が認められないものもあり、そのような場合でも売主と買主の権利が不均衡である売買が成立し得たのか、という疑問が生じる。

以上のような見地から、土地の売買解除が広く承認されていた社会的な素地については、売主側だけではなく買主側の権利(例えば、買主側で用済みとなった土地を売主に買い戻させる権利、など)も含めて検証する必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、日本古代律令制下における土地に関する財産権の内容と特質を解明することを目的とするものである。

具体的には、土地の売買や譲渡などに関する史料を検証した上で、新旧の持ち主が保持していた権利の内容を明らかにし、国家的な土地所有が特徴とされる律令制下の社会において土地に関する財産権がどのように形成されていたのか、という問題を考察することが目標である。

3. 研究の方法

主として8~9世紀に作成された、法制史料や史書に残る土地売買関係の条文・記事、土地の売買及び寄進関係文書、荘園の領有権認定に関する文書を検証した。具体的に扱った史料は、以下のとおりである。

(1)法制史料:

『令集解』(養老令):

田令 17 宅地条

田令 19 賃租条

中国・天一閣所蔵明鈔本『官品令』(唐令):

田令唐 17 条

田令唐 18 条

田令唐 21 条

(条文番号は『天一閣蔵明鈔本天聖令校註付唐令復原研究』(中国・中華書局 2006年)による;以下、「明鈔本田令唐 17 条」のように略)

『類聚三代格』:

齊衡 2 年(855) 6 月 25 日太政官符所引延

曆 16 年(797) 4 月 29 日太政官符

延曆 16 年(797) 8 月 3 日太政官符(巻 8・巻 15)

延曆 17 年(798) 12 月 8 日太政官符

延曆 24 年(805) 正月 3 日太政官符

大同元年(806) 8 月 22 日太政官符

天長 2 年(825) 10 月 20 日太政官符

寛平 6 年(894) 2 月 23 日太政官符

寛平 8 年(896) 4 月 2 日太政官符

延喜 2 年(902) 3 月 13 日太政官符

(2)史書:

『続日本紀』延曆 3 年(784) 6 月丁卯条

『類聚国史』巻 83 政理部 5 正税・延曆 3 年(784) 6 月丁卯条

『日本紀略』延曆 12 年(793) 12 月壬戌条

(3)文書:

東南院文書第 3 櫃第 41 巻所収文書:

山城国宇治郡内における家地売買関係文書(天平 12 年(740) 正月 10 日山背国宇

治郡加美郷長解案 他) 及び宇治華嚴院への土地寄進関係文書(延曆 6 年(787) 3

月 20 日五百井女王家施入状案・同 7 年(788) 3 月 4 日五百井女王家符案)

東大寺文書(未成巻文書):

延曆 12 年(793) 播磨国赤穂庄関係文書

その他荘園(庄)関係文書:

天平 10 年(738) 8 月 15 日粟初検定啓

天平 19 年(747) 2 月 11 日法隆寺伽藍縁起并流記資財帳

天平 19 年(747) 2 月 11 日大安寺伽藍縁起并流記資財帳

天平 20 年(748) 2 月 11 日弘福寺三綱牒

天平 20 年(748) 10 月 27 日太政官符案

天平勝宝 4 年 (752) 正月 14 日安宿王家牒案
天平勝宝 6 年 (754) 2 月 30 日西市庄解
年欠 5 月 1 日造東大寺司政所符案
天平宝字元年 (757) 11 月 12 日越前国使解
天平宝字 6 年 (762) 3 月 7 日造石山院所符
案
天平宝字 6 年 (762) 閏 12 月 1 日造東大寺
司符案
天平宝字 6 年 (762) 閏 12 月 1 日造東大寺
司牒案

(4)木簡：

藤原宮跡出土宮所庄木簡

4. 研究成果

(1)唐田令と比較した日本田令における土地 売買関係条文の特質：

養老田令 17 宅地条は、土地(「地」)の
売買に関する規定である明鈔本田令唐 18 条を
継受したものである。但し、条文の主眼、及
び対象となる地目は異なる。唐 18 条は、田
を含むすべての地目の売買に適用され、売買
地面積の規制を主眼とした条文である。一方、
養老田令 17 宅地条は、宅地だけに適用され、
また、売買面積の制限に関する規定がない。
唐田令には、養老田令のように宅地・園地の
売買について個別に規定した条文は存在し
なかった。

養老田令 19 賃租条は、田の貼賃・質に
関する規定である明鈔本田令唐 21 条に対応
する条文として設けられたものである。但し、
両者の趣旨は異なる。唐 21 条は、田のみに
適用され、田の貼賃・質(永売ではない取引)
の禁止を主眼とした条文である。一方、養老
田令 19 賃租条は、田と園に適用され、田及
び園を賃租(永売ではない取引)・売買する
場合の年限と手続きを示すことを目的とし
た条文であり、一部の文言は、唐 21 条より
もむしろ唐 18 条に倣って選定されたと見ら
れる。

養老田令 17 宅地条・19 賃租条は、大宝令
ではそれぞれ(A)「凡売買地。皆經所部官司。
申牒。然後聽之。」、(B)「凡売買田者。各限
一年。」であったと推測される。つまり、大
宝田令では、唐 18 条に対応する条文として
(A)、唐 21 条に対応する条文として(B)を作
成し、(A)は田地・園地・宅地等の区別なく
土地全般に適用される売買手続きの規定、
(B)は特に「田」の売買制限に関する規定と
して機能することが見込まれたと考えられ
るのである。この推測が正しいと仮定して
(A)・(B)における「売買」を比較すると、(A)
の「売買」は、特に制約がないため、最終的
に売主の許に売地が戻らない永売も含まれ
ると解釈することが可能であり、(B)の「売

買」は、一定期間後(ここでは 1 年後)に売
地が売主の許に確実に戻る、というような内
容の違いが認められる。したがって、(A)に、
すべての地目を指す「地」の語を用いるのは
不適切であることが判明する。

このような問題を解消するため、養老令制
定時に、(A)については、対象地目を宅地に
限った条文に改正し、また、(B)については、
宅地以外の田・園が適用地目であることを明
確にした上で売買手続きの方法も付記し、さ
らに宅地条の「売買」とは一致せず永売を
含まない取引であることを示すために「賃租」
の語を新たに選定したと考えられる。

(2)土地売買における売主・買主の権利：

かつて長岡京の用地として買い上げた百
姓の宅地に関して、平安京への遷都により不
用となってもその価直を取り返す措置を執
らないように、と命じた『日本紀略』延暦 12
年(793)12月壬戌条の勅は、従来、売主(百
姓)に対する宅地の悔返し(一度譲与した所
領・財産を、譲与者の一方的な意志で取り戻
すこと)の禁止と理解されてきたが、ここで
問題となっているのは、宅地ではなく、宅地
の「価直」の悔返しである。長岡京の建設予
定地にある百姓の宅地は、延暦 3 年(784)
に買い上げられ、その代価は山背国の正税よ
り支払われた。延暦 12 年の勅は、この時に
支払われた正税(宅地の価直)を、かつての
地主であった百姓(売主)から取り戻しては
ならない、という意味に解すべきである。

もし売主(百姓)からの代価返還が実現す
れば、売買物件(長岡京用地とされた宅地)
は買主(国家)から再び売主の許へ戻る。こ
のような物件と代価の動きそのものは、売主
による買い戻しと同じである。だが、延暦 12
年勅で問題とされているのは、売主が土地の
買い戻しを請求する行為ではなく、買主が用
済みとなった土地を売主の意思に関わりな
く買い戻させる行為と見るべきである。ここ
に表れる土地売買の意味合いは、売主に留保
された土地返還請求権の行使とは大きく異
なるものである。

この事例を踏まえると、古代の土地永売で
は、売主が売買解除(土地の返還請求あるい
は買い戻し)の権利を有していたのと同時に、
買主にも売買解除(売主に対する土地買い戻
しの請求)の権利が与えられていたと考える
ことができる。

なお、この延暦 12 年勅は、新京造営時に
永久的な使用を予定して買い上げた(旧地主
による買い戻しが全く想定されない)宮城用
地であっても、旧地主による買い戻しが当然
の手続きとして期待されていたことを示す
ものでもある。つまり、当時の土地売買では、
土地の引き渡し期間(買主による占有期間)
が限定されない永売であっても、売主による
買い戻しが不文律として了解されていたと
いえる。

(3)日本古代における「庄」の特質：

「庄」は、本来は倉屋などの建物を伴う私的領有地を指す。穀物の収納や物品の調達・運送など、領主の経済的な活動拠点として主に機能した。庄が農耕の拠点として設けられる場合には、農地も庄に含まれた。

墾田永年私財法施行の前では、庄に含まれる農地は、収公の必要がない限られた範囲の土地であった。墾田永年私財法の施行後、大規模な野地（開墾予定地）・墾田を含む庄が成立するようになる。だが、新しい種類の庄が突如として現れたのではなく、従前から存在する庄に「墾田」という要素が加わったものと見るべきで、庄の経営方式に大きな違いはない。田地を含む庄の経営に現地の国司・郡司が関与するのは、私的領有地であっても律令制的土地制度の適用を受ける土地であり、田租の徴収・納付などの手続きが付随するためである。

農地を含まない庄は、墾田永年私財法の施行後も存続した。交通の要地に設けられ、物品の輸送や交易の拠点として機能した庄などがある。塩山（製塩に必要な木材を提供する山）として機能した播磨国の東大寺領赤穂庄も、農地を含まない庄の一例である。領主から現地に使者が派遣されて庄の用務に従事する、という庄の経営方式は、墾田の有無に関係なく、また地域（畿内/畿外）を問わず同じであった。

庄に佃（直営地）が含まれるようになるのは、9世紀頃から律令制的な土地制度や徴税機構が弛緩しつつあったためである。この頃には、租・調・庸が円滑に徴収できなくなり、公田でも佃に類似した経営方式を採用するようになる（西海道の公営田など）。そのような中で、律令制的行政機構に依拠して経営された庄（北陸の東大寺領など）は廃絶していった。

先行研究で指摘されている、初期荘園におけるいわゆる「北陸型」と「畿内型」の違いは、地域差というよりはむしろ、当該時期に普及していた農地経営方式の差と見るべきである。宮所庄木簡の事例に見られるように、現地の慣行に従い、在地の有力者層に依拠して経営する様式は、8~9世紀を通じて同じであったといえる。

(4)8~9世紀における荘園経営の実態と王臣家による土地集積の背景：

北陸に所在した東大寺領では、8世紀の成立当初、東大寺より派遣された田使が、律令地方行政機構である国司・郡司の協力を得ながら経営し、開墾・耕作は現地の百姓が当たった。8世紀末~9世紀になると、在地の有力者と見られる庄長が経営を担う。庄長は領主の権勢を背景に活動していたため、国司・郡司に対抗する存在となり得る場合があった。耕作には浪人が従事したが、彼らは経済

的に有利な条件を求めて権門に依存する志向を持っていたため、安定した労働力として確保するには困難な面もあったと見られる。

8世紀末から9世紀にかけて、王臣家は諸国で土地を占有した。中には、京から離れて現地に土着し、百姓の生業を妨げたり、田租の納入を拒否したりする者もあった。これらの行為は、律令制的な土地・財政制度を変質させていく一因となる。

王臣家や豪民は、占有した土地を有利に経営するために寺院を利用する場合があった。これは、8世紀の北陸（利波臣志留志による東大寺への墾田施入など）においても見られた現象である。但し、8世紀の地方豪族（主に郡司層）は、献物叙位によって律令制的官人制度に基づく恩恵を被ることを志向していたが、平安時代初期の豪民（旧来の郡司層とは異なり新たに生じた富豪の百姓）は、権門と結び付き自由な経済活動を展開することを志向していた、という違いがある。

王臣家による土地集積の背景には、財力に乏しい百姓の生活・土地経営が順調に営まれないという実情があった。だが、王臣家が土地の集積を必要とした理由は、律令制的財政制度の破綻（調庸の未進・粗悪化による収入の途絶など）にある。律令制の本格的な実施から約200年が経過する中で、旧来の人民把握・土地管理・徴税の制度が成り立ち得なくなったことの表れといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

小倉 真紀子、『令集解』田令田長条穴記の錯簡、古文書研究、査読有、第79号、2015、印刷中

6. 研究組織

(1)研究代表者

小倉 真紀子 (OGURA, Makiko)
北海道大学・文学研究科・准教授
研究者番号：30609897